

施 運 第 8 5 7 号
平成28年12月26日各総合振興局（振興局）保健環境部
保健行政室企画総務課長 様
地域保健室企画総務課長 様
社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等並びに老人福祉施設における防犯に係る安全確保のための自己点検の実施について

本年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件を受け、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となること、また、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るため、平成28年9月16日付け施運第628号保健福祉部長通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」により、厚生労働省が作成した「社会福祉施設等における点検項目」についてお知らせし、必要な取組を進めるようお願いしたところです。

今般、別紙「社会福祉施設等における防犯点検項目」のとおり、施設等自らが防犯に係る取組を定期的に点検することで防犯の意識を高めるとともに、職員間で共有することを目的に自己点検表を作成しました。

なお、この自己点検表は、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないものではなく、施設等の実態に応じて点検項目を追加・変更するなどして、職員等への配布や研修資料として活用するなど、実際の対策を検討・実施するものです。

つきましては、貴局におかれては、本点検表の作成の主旨及び活用について、別添通知文案を参考に所管する対象施設等に周知いただくとともに、今後、実地指導及び指導監査（書面審査除く。）の際には、これらの点検状況等についても併せてご確認いただき、必要に応じ助言を行うなど、対応についてよろしく申し上げます。

記

1 対象施設等（道所管施設）

- (1) 介護保険施設等（訪問・相談事業を除く。）
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等（訪問・相談事業を除く。）
- (3) 老人福祉施設（介護保険施設等と重複しない施設）

2 道ホームページへの掲載

各施設等の自己点検表掲載ページに追加掲載します。

・介護保険施設等

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kasigojikotaenken.htm>

・指定障害福祉サービス事業者等

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shidou/shougai/toriatsukai/jikotaenkenhyou.htm>

・老人福祉施設

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/roujinfukushishisetu-jikotaenken.htm>

事業指導グループ

担当：大谷（介護）

内線：25-218

担当：田島（障がい）

内線：25-219

事業指定グループ

担当：北原（老人福祉施設）

内線：25-227

別紙（社会福祉施設等における防犯点検項目）

- シートは、外部からの不審者の侵入に対する危機対策の観点から、防犯に係る安全確保に必要と考えられる点検項目を整理したもので、施設等自らが防犯に係る取組を定期的に点検することで防犯の意識を高めるとともに、職員間で共有することを目的として作成しています。
- 全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならぬものではなく、施設等の実態に応じて点検項目を追加・変更するなどし、職員等への配付や研修資料として活用するなど、実際の対策を検討・実施してください。
- なお、防犯対策を行うに当たっては、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることがないよう留意してください。

点検項目	点検事項	点検結果	
(1) 所内体制と職員の共通理解	ア 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企图的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。	いる	いない
	イ 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。	いる	いない
	ウ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。 また、外部からの人の出入りができる場所と立ち入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	いる	いない
	エ 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できているか。	いる	いない
	オ 来訪者に「どこへ行かれますか？」「何かお手伝いしましょうか？」といった声かけをすることとし、実践しているか。	いる	いない
	カ 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	いる	該当なし
	キ 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	いる	いない
	ク 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めることと、必要に依り、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	いる	いない
	ケ 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	いる	いない
	コ 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。	いる	いない
	サ 「社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について」（平成 28 年 9 月 2 日付福祉第 2057 号福祉第 573 号子ども第 1665 号通知）に基づいた危機発生時の連絡体制等を把握し、職員に周知しているか。	いる	いない
	シ 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えないこととなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。	いる	いない
	ア 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員・町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。 また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	いる	いない
	イ 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。	いる	いない
ウ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成 28 年 10 月 27 日付福祉第 719 号通知）により、関係機関による防犯情報の共有化を図るため、「ほくとくん防犯メール（北海道警察）」や「安全安心な地域づくりメールマガジン（北海道環境生活部）」等を登録しているか。 また、送信されてくる防犯メール等の内容を職員に周知しているか。	いる	いない	

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

点 検 項 目		点 検 事 項		点 検 結 果	
(3) 施設等と利用者の家族の取組み		利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たった注意喚起を行っているか。 また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。		いる	いない
(4) 地域との協同による防犯意識の醸成		ア 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするかどうか。 イ 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。		いる	いない
(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保		ア 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。 ① 警報装置：防犯監視システム：防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む） ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ） （例）・玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。 ・防犯性能の高い建物部品のうち、ウインドフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。 ・防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交換する。 ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ） （例）・道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。 ・敷地や建物への出入口を限定する。 ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ） （例）・夜間等、人の出入りを感じ取るセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。 ・植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。 ・防犯カメラを設置する。		いる	いない
		イ 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		いる	いない
		ウ 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施設その他の敷重な管理と、その施設等の管理の状況を毎日点検しているか。		いる	いない
		エ 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。 また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないように入所者に対する対策を講じているか。		いる	該当なし
(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保		ア 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。 イ 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。 ウ 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。 エ 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。 オ 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。 カ 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。 キ 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配布して注意喚起しているか。		いる	いない

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果
2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応 (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制	施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。 ① 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者からの連絡を受けたときより適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。 さらに、必要に応じて、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所等と連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。 ② 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対応体制を確立する。 ③ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、必要な場合には職員への指示に従うよう注意喚起する。 ④ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。 また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。 ⑤ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認められる場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じて、上記1の(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。	いる いる いる いる いる いる
	(2) 不審者が立ち入りした場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等	施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。 ① 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所等職員等に対しても、速やかに連絡する。 ② 事前に整理した緊急連絡網や合言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。 ③ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求め、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。 加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から退避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。 ④ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に備え、敷地外に退去したことを見届けて開門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。 ⑤ 不審者の立入を受けつつ重大な結果に至らなかつたときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記2の(1)の体制を確保する。

※参考通知

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成28年9月16日施通第628号 各社会福祉施設等管理者宛 北海道保健福祉部部長通知)
- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(通知)(平成28年9月15日雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号各都道府県、厚生労働省保健福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉課長、児童家庭福祉総務課長、児童家庭福祉課長、児童福祉施設等総務課長、児童福祉施設等課長、児童福祉施設等課長、児童福祉施設等課長)